

総務企画常任委員会

令和5年6月12日（月）

総務企画常任委員会

定例会名 令和5年第2回定例会
招集日時 令和5年6月12日(月) 午前10時00分
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 7名
委員 長 杉 森 弘 之
副委員 長 磯 山 和 夫
委 員 黒 木 のぶ子
" 石 原 幸 雄
" 遠 藤 憲 子
" 山 本 伸 子
" 鈴 木 勝 利

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
総 務 部 長 飯 野 喜 行
議 会 事 務 局 長 野 口 克 己
総務部次長兼人事課長 本 多 聡
税 務 課 長 晝 田 典 義
庶務議事課長 飯 田 晴 男

議会議務局出席者
書 記 池 邊 喬 一
書 記 宮 田 修

令和5年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

午前9時55分開会

○杉森委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

初めに、さきの臨時会で委員長互選の結果、私、杉森が委員長に就任いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。総務企画常任委員会は、大変幅の広い所管事項がございますので大変かと思ひますけれども、これから皆さんの積極的な御協力、御支援によって実のある運営をしていきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

続きまして、副委員長には磯山委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願ひします。

○磯山副委員長 おはようございます。副委員長ということで、また、前回も言ったんですけども、なったばかりですのでいろいろと勉強しながらやっていきたいと思っております。どうかひとつよろしくお願ひいたします。

以上です。

○杉森委員長 次に、改選後初めての委員会ですので、新しい委員を御紹介いたします。

黒木委員です。

○黒木委員 よろしくお願ひします。

○杉森委員長 石原委員です。

○石原委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

○杉森委員長 遠藤委員です。

○遠藤委員 よろしくお願ひします。

○杉森委員長 山本委員です。

○山本委員 山本伸子でございます。よろしくお願ひいたします。

○杉森委員長 鈴木委員です。

○鈴木委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○杉森委員長 次に、執行部におかれましても新年度の人事異動等がございましたので、説明員の方にも、総務部長から順に所属とお名前をお願ひいたします。

○飯野総務部長 総務部飯野です。よろしくお願ひいたします。

○野口議会事務局長 議会事務局長の野口です。よろしくお願ひいたします。

○本多総務部次長兼人事課長 総務部次長兼人事課長の本多です。よろしくお願ひします。

○晝田税務課長 税務課の晝田です。よろしくお願ひいたします。

○飯田庶務議事課長 庶務議事課長の飯田です。よろしくお願ひします。

○杉森委員長 ありがとうございます。さらに、書記として池邊さん。

○池邊書記 よろしくお願ひします。

○杉森委員長 宮田さん。

○宮田書記 よろしくお願ひします。

○杉森委員長 が、出席しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第31号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第31号、牛久市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第31号について、提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 税務課晝田です。よろしくお願いいたします。

議案第31号、牛久市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

令和5年度税制改正により地方税法等が改正されたことに伴い、牛久市税条例の一部を改正するものです。

令和5年度税制改正につきましては、既に令和5年4月1日施行分に限りまして、専決処分により市税条例の改正を行っており、先月の臨時会において承認いただいておりますが、このたびの改正は4月1日以降の施行分について行うものになります。

それでは、このたびの改正の主な市税条例の改正について御説明いたします。

1つ目は、個人市民税に関するもので、国税である森林環境税の導入に伴う対応についてになります。森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税が導入されたことに伴い、令和6年度から個人市民税均等割と併せて1人年額1,000円を課税する措置を講じました。施行日は令和6年1月1日になります。

なお、税収は森林環境譲与税として、客観的な基準で案分して都道府県、市町村へ譲与されることになっております。

個人市民税と県民税の均等割には、平成26年度から令和5年度、今年度までの間、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行により、それぞれ500円ずつ合計1,000円加算されておりますが、令和6年度以降の個人住民税の均等割は、この防災・減災事業のための加算がなくなります。ここに新たに国税としての森林環境税1,000円を合わせて賦課徴収することになります。森林環境税の課税対象者は個人住民税の均等割の課税対象者と同じになりますので、納税者の負担金額は今年度と変更はございません。参考までに、令和4年度における当市の個人市民税均等割の納税義務者数は、約4万4,000人となっております。

2点目です。軽自動車税に関するもので、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率の創設についてです。

こちらは、道路交通法の一部を改正する法律、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令において、現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする措置を講じました。特定小型原動機付自転車には一定の要件を満たす電動キックボードなどが該当します。こちらの施行日につきましては令和5年7月1日になります。

なお、課税標識、ナンバーですが、施行日7月1日が土曜日のため実質は3日からとなりますが、交付できるよう準備を進めております。

そのほかの改正内容につきましては、市税条例において引用している地方税法等が改正されたことによる条項や文言の整理となります。

説明は以上です。

○杉森委員長 これより議案第31号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

森林環境税に関しまして、森林環境譲与税ということで本市に見返りがあるということですが、これはどのぐらいの金額を想定しているのかということと、改めてその使い道についてお尋ねをいたします。

それから、もう1点ですが、軽自動車税に関わる件で電動キックボードという説明がございましたが、課税対象者はどのぐらいを想定していて、どのぐらいの税収を見込んでいるのかについて御説明を願いたいと存じます。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 御質問、まず譲与税の金額についてなんですが、こちらにつきましては、国で全額まとめましてから客観的な基準で案分して振り分けると。この基準なんですが、私有林・人工林の面積、あとは林業の就業者数、人口の3点で案分ということになっておりまして、現在のところ、うちのほうでは金額の話とかどれぐらい来るのかはまだ把握はしていないんですが、御参考までに昨年度令和3年度までの国から交付された金額、こちらについて回答させていただきます。

まず、令和元年度から譲与が始まっておりまして、こちらは390万9,000円、令和2年度が830万8,000円、令和3年度が830万5,000円となっております。こちらの用途ですが、市町村は譲与された金額を間伐等の森林の整備に関する施策、人材育成、担い手の確保、それと木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てるということになっておりまして、牛久市でこれまでのところは、牛久自然観察の森の施設内の森林の整備、間伐材を利用して木育広場で遊べるような木製玩具等を製作したり、そういうことを行って普及啓発等そういったものに使っております。

電動キックボードの件ですが、こちら今現在登録されているもの、うちのシステムに、電動キックボードかどうか判定できるデータがないものですから、厳密に何台ぐらい現在登録されているかというのはちょっと分からないところなんですが、問合せ等もお客様からもなくて、恐らくという回答になってしまうんですが1桁ぐらいではないかと思われまして。牛久の場合ですと、電動キックボードが走るような環境にまだないところもあるのかなと、そういうふうな思われます。

以上です。

○杉森委員長 石原委員。

○石原委員 森林環境譲与税の関係で再質疑させていただきますけれども、過去、今までの譲与の金額を列挙していただきましたが、課長、これはどうなんでしょう、予測でございますけれども、おっしゃっていただいた金額より増えるのか、それとも減るのか、どうなんでしょう、明確にしていれば幸いです。

以上でございます。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 申し訳ないんですが、森林環境譲与税につきましては、税務課の所管ではないので明確なところはお答えできないんですけれども、今のところは、税収が入ってから分けて、先ほど言ったように基準で交付するという形で公表されておりますので、減るのかはちょっと微妙ですけれども、同じぐらいの額は来るのではないのかなとは思っております。ただ、申し訳ございません、私どものほうでそちらは正確に把握しておりません。申し訳ございません。

○石原委員 いいでしょう。

○杉森委員長 ちなみに、どこの所管になるんですか。税務課長。

○晝田税務課長 環境経済部の農業政策課担当です。

○杉森委員長 ありがとうございます。そのほかございませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 今の森林環境譲与税の話にはなるんですが、先ほどお話を聞いていたら、森林あるなしは特に関係ないんですか。どこの自治体にも森林環境譲与税というのは交付されるということなんですかね、1つは。

それから、電動キックボードが軽自動車税を導入するとなるとということは、私も見たことがないのでよく分からないんですが、ナンバープレートがつくわけですよ。これは原動機付自転車と同じ扱いなんですかね。例えば、そうすると、自賠責保険なんかも入ることになるのか。その辺は直接関係ないのかもしれないんですが、分かる範囲で教えてください。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 譲与税のほうなんです、森林の面積であるとか、林業の従事者であるとか、最後に人口割というものがありますので、各市区町村、都道府県のほうの、それで配分、金額は大小あると思うんですが、配分されることになると思います。

あとは電動キックボードですけれども、こちらは自賠責保険に入るようになります、車道を走るものですから。ですが、運転免許証は要らない。16歳以上の方が乗れると。さっき言ったように自賠責は入るということです。あとは、細かいところは道路交通法とかその辺を参考にさせていただいて、うちで把握しているところはそれぐらいのところかなと。

○杉森委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 再質疑になるんですが、譲与税に関してなんですけれども、森林と特に関係ないんですね。そうしますと全くうちの牛久市と直接関係ないのかもしれないんですけれども、森林が全くないところもあるそういう市町村があつて、例えば人口は多い、人口は多いけれども森林はほとんどないというところにはそれなりの金額が行くと考えていいですか。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 そうですね、木材の利用の促進とかという用途もあるので、私も報道で見た限りなんですけれども、横浜市さんだったか川崎市さんだったかがかなりの額をもらっているという報道を見たこともございます。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほかございますか。遠藤委員。

○遠藤委員 私からも森林環境税なんですけれども、導入されたということなんですけど、今回の条例改正の中に、その前に譲与税として既に市がそういうものを受け入れているという説明もあったと思うんですが、環境税の導入の目的は先ほどお話をいただいたんですけども、住民税と併せてということなんですけど、該当する人、対象とする方の人数は分かったんですけど、反対に対象とならない人というのはいるのかどうか、どういうふうに把握をしているのか、その辺も伺いたいと思います。

先ほど、牛久には配分用例というんですか過去の実績を伺ったんですけども、使い道としていろいろと間伐とか、それから人材育成とかという中で、牛久ではどういう形で、先ほど全部自然観察の森にこれが使われているのかどうか。ほかの利用ということも今後考えられると思うんですけども、その辺を伺いたいと思います。

それとキックボードなんですけど、年齢が16歳以上ということなんですけど、走行できる道路上の範囲はどういうところになるのか。先ほど車道ということなんですけど、ヘルメットはたしか要らないと聞いたんですよ。そうすると歩道も走るというかね。道交法の注意事項としていろいろ言われているところが、ながら運転というかそんなようなことなんかも注意をするということも聞いているので、その辺の、市ですね、本当は税務課長じゃないのかもしれないんですけども、関連して聞きたいと思います。

以上です。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まずは森林環境税が非課税になる方、こちらは住民税が非課税の方は課税にならないです。所得が一定の金額以下の方ですか。給与収入だけですと、扶養の方々もいらっしゃらない93万円以下であるとか、扶養の方がいたらその金額が増えるということ。あとは生活保護を受給されている方、そういったもの、住民税とほぼ同じ、大体同じ内容の方は非課税ということになっております。

譲与税の用途、今現在のところでは、先ほど言ったように自然観察の森、そちらの事業に全額入っております。残りのものが一部がどこかに入っているということではないです。

電動キックボードですが、先ほど委員おっしゃったヘルメットが要らないとかそういったものが決まっております、歩道も一定の要件を満たす、速度は基本的に20キロ以下なんですけれども、歩道を走る場合がたしか6キロ以下。スロットルとかで調整するのではなくて、それ以上出ないような形にしてあるものというふうに伺っています。当然ながら、ながら運転ですか、そういったものは禁止されております。

以上です。

○杉森委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 先ほど森林環境税のほうで、譲与税については自然観察の森に全額ということなんですけど、ほかの用途というの今後考えられるのではないかと思うんですが、「何に使ってほしいの」の声あり）用途ですね、要するに森林に関するものなので、木材というところでは、例えば今後、分かりませんよ、学校のところに施設として何らかの形が使えるものじゃないかなというふうにちょっと感じたものなので、その辺のことなどはどうかというところですよ。

それと、キックボードなんですけど、先ほど歩道も6キロということなんですけど、現在、今先ほど課長は、牛久の中でそういう環境、走れる環境というのが難しいような御答弁だったんですけど、今後やはりこういうことが導入されると、当然いろいろと整備をしていかなきゃならないような状況なども考えられると思うんですが、現在、キックボードが例えば購入された方が走れる環境というのはどういうところが想定されるのですか。その辺伺います。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まずは譲与税の用途ですけれども、こちらは申し訳ないんですけども税務課の所管ではないので、委員のおっしゃるようにそういう木材の活用、自然観察の森以外でも利用していくというところに充てることは問題はないと思いますので、そちらは所管課で判断をしていくと思われまして。

あとは電動キックボードですね。これは私が個人的に思っている部分もあるんですけども、つくば市さんなんですけど、学校のキャンパスの中とかそういったところで電動キックボードを乗られる分には、ヘルメットをかぶってなくてもとかそういうところもあるので、使いやすいのではないのかなと。町なかの片側2車線の道路とかそういったところだと、バイクよりも小さい車体ですので、ちょっとその辺は危険というか難しいのかなということ、私、先ほどお答えをさせていただいたところです。

○杉森委員長 よろしいですか。山本委員。

○山本委員 私も森林環境税について数点お尋ねしたいと思います。

先ほど国からの交付金、令和元年度から3年度までの金額をおっしゃられたわけなんですけれども、これはたしか基金があったと思いますが、基金へ積み立てて、そこからまた事業に使った金額というのが、そこら辺の金額に違いがあるのかお伺いしたいと思います。

それから、森林環境譲与税というのは、法律では決算が認定されたらインターネットなどで公表しなければならないというふうにはなっておりますが、市は今どういう状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、茨城県は県民税として森林湖沼環境税というのがあったと思うんですね、年間1,000円かかっていると思うんですが。目的としては何か同じような目的税なのかなというところで、これは県とは何か話合いというのか、国の国税と県民税とは目的が同じようなものがあるということで、何か話合いができていくのかということをお伺いしたいと思います。

まずはそれをお願いします。

○杉森委員長 税務課長。

○**晝田税務課長** まずは、基金に積み立ててというところですが、国から交付された交付金額は一度全額基金に積み立てられまして、その後、同額を一般会計へ繰り入れて事業に使っています。

決算後の公表状況ということですが、こちらは牛久市のホームページ、こちらを利用していただきまして、交付された金額と先ほどの内容、説明させていただいているような自然観察の森の事業、使っている内容、用途については公表をさせていただいております。

あとは、県の森林湖沼環境税との話合いということなんですけれども、国でも森林環境税と県の森林環境湖沼税というような同じような重課しているもの、日本に34から37団体ぐらいあるんですけれども、そちらは国の考えでは制度が別のものであるという回答で、重複しているという考え方はないと。うちのほうでも森林環境税、市でも課税が始まるというときに県に確認したところ、似たような目的なんですけれども、用途、目的が異なるもの、茨城県の場合は茨城県の森林であるとか霞ヶ浦の水質であるとかそういったものにかかるんだよというお答えだったので、異なるのでそこは廃止になるということではないという話を伺っております。

以上です。

○**杉森委員長** 山本委員。

○**山本委員** そうしますと、譲与税というのは国から交付された全額を基金に積み立てて、それを全額一般会計に繰り入れて使っているという、では基金は素通りするだけのものなのか、そこら辺確認させてください。

それから、この震災復興税というのは、今までのこの10年間のは、個人市民税、県民税にそれぞれ500円ずつ加算されていたわけですが、この令和6年からの森林環境税というのは国税になるんですけれども、そこら辺の違いで市への影響というんですか、市の業務とか市への影響というものがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

そして、平成26年から令和5年度までの10年間、この特例の震災復興税が先ほども防災のために使われたとおっしゃっていたんですけれども、この10年間で市にどれだけ交付されて、どういった事業に具体的に使われたというのが、もし分かればお示ししたいと思います。

以上です。

○**杉森委員長** 税務課長。

○**晝田税務課長** まずは基金のほうですが、委員がおっしゃるとおり、一度基金に積み立てて、そのまま繰り入れられているので、年度末の残額はないです。

あとは、市への影響です。金額は納税者の方は変わらないんですけれども、市税から国の税金に変わりますので、市に入る金額が減ってしまいます。市民税500円ですので、大体年間4万4,000人ぐらいの納税義務者がいらっしゃいますので、2,200万円ほど市民税は減少すると。

森林環境税、課税されたものが国に一旦入って譲与税という形で下りてくる。それが牛久市で徴収したものがそのまま下りてくるわけではないので、そこが、先ほど質問ありましたけれども、金額はうちのほうでまだ把握していないので、どうなるかは今は分からないところですが、

市民税として2, 200万円減ってしまうというのは間違いない。あとは、市民税の場合は使い道、目的税でもなく一般の経費に充てられるので、市町村で使い道が決められるところですけども、譲与税になりますと先ほど言ったように用途が限られてきますので、その辺のところは影響があるかなと思います。

あとは26年度からの10年間、これも大体毎年4万3,000人から4万4,000人の納税義務対象の方なので、交付された金額ではなくて、うちのほうで課税される金額なので、大体年間2,000万円ぐらいの税収が毎年あったと思われまます。

以上です。

○杉森委員長 山本委員。

○山本委員 震災復興税は2,000万円の掛ける10年間ということで、それは防災のためのというのは、具体的にどういったことに使われたというのはお分かりでしょうか。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 こちらうちの所管ではないんですけども、私どもで分かる範囲でお答えをさせていただきます。

平成23年度から27年度が国の集中復興期間と呼ばれている期間みたいで、その中で当市における防災・減災事業と思われるものが幾つかありまして、行政区の集会所への井戸の設置であったり、向台小学校の体育館、牛久第三中学校の体育館や武道館の耐震化、あとは、東みどり野行政区の防災広場の整備というようなもの、事業の名称から判断したところなんですけれども、そういうところに充てたというのか、どこにお金が入ったかというのは、目的税とか特定財源ではないので分からない、そういった事業がありましたので、そういったところに使われているのではないかと思います。

○杉森委員長 よろしいですか。

○山本委員 はい。

○杉森委員長 黒木委員。

○黒木委員 大体質問は出尽くしているんですが、私としましてする質問は、県の森林湖沼税、あれは1年だったのにずっとこの間継続しております。森林環境譲与税、これについては、やはりこれからの新税ということで住民税と一緒に4万4,000人の人たちに賦課するという認識でよろしいんですか。

○杉森委員長 税務課長。

○晝田税務課長 茨城県のほうは一応今のところ期限が切られていますけれども、森林環境税は期限が定められているものではないので、現時点では個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収されるということになっております。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして採決をいたします。

採決は挙手により行います。

議案第31号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○杉森委員長 挙手多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、付託案件以外の所管事項について御意見がある方は御発言をお願いします。黒木委員。

○黒木委員 閉会中の公共交通ですね、例えば、うしタクの問題とかコミュニティバスかっぱ号、それについて、今後いろいろ改善に向けて、随分選挙中に皆様からの改善の要望等がございましたので、閉会中の、いろんな意味で勉強会をしたりとか、先進地という視察になっちゃうけれども、近隣のところのそういう状況を勉強するということが必要ではないかというふうに考えていますので、その件についてよろしくをお願いします。

○杉森委員長 ただいま黒木委員より、公共交通の問題について本委員会の所管事務調査とすべきとの意見がございました。

お諮りいたします。

公共交通についてを調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、公共交通についてを調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに決し、議長宛て閉会中の所管事務調査の申出をいたします。

○杉森委員長 ほかにはございませんか。石原委員。

○石原委員 今、決定をされました閉会中の事務調査でございますが、委員長、具体的にどういうことをされるおつもりなんですか。

○杉森委員長 委員長として具体的にどのようにというところまでの話は、今この段階で私自身は持っておりません。

○石原委員 じゃあ、黒木さんはどういうふうに考えているの。

○杉森委員長 黒木委員。

○石原委員 やることはいいんだ、やることはいいんだけれども、どういうふうなことを議題にしたいのかということを確認したいだけ。

○黒木委員 一応、交通体系のほうと、総務のほうのやっぱり事業のかぶることがございます。そうした中でいろいろ、知り合いの公共交通の専門家の人たちもぜひ牛久で教えてあげたいということもございます。

それと、やっぱり私たち、かっぱ号に乗ったときないんですね。一番最初に始まったときだけ

乗って、通常的には乗っていなかったんですね。それで、皆さんで乗ってみて、どうするとか、そういうことをしないとやっぱり机上の空論みたいになって見えるところがありますので、皆さんと一緒にそういうところも行って、ただ単に市民からの要望があったからというんじゃ、じゃあどこをどういうふうにするのかというのが、ちょっとお恥ずかしながら最初の導入されたとき1回しか乗ったときなくて、この間22年間利用していないということもあります。そういう意味で、やっぱり市民に寄り添ったということでは、一緒になって皆さんとそれで議論を深めて、改善、改修、そういうものが皆さんから意見が出ましたら、そういうものやっっていく必要があるというふうに考えまして、公共交通の事務調査ということで提案したわけです。

以上です。

○杉森委員長 具体的な内容については、何しろ1回目の会議のところでお相談するような形で進めていくようにしたらどうかというふうに思います。

○石原委員 ああそうですか。

○杉森委員長 よろしいですか。そのほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもって総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分閉会